

議案第16号

葛飾区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月17日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

プール開放事業の使用料の額を改めるほか、規定の整備をする必要があるため、本案を提出いたします。

葛飾区立学校施設使用条例の一部を改正する条例

葛飾区立学校施設使用条例（昭和51年葛飾区条例第16号）の一部を次のように改正する。

第12条中「き損し」を「毀損し」に改める。

別表第1プール（開放事業）の項中「250円」を「240円」に、「50円」を「40円」に改め、同表備考第2項中「使用区分」を「同条に規定する使用時間」に改め、同表備考第3項中「使用時間」を「学校の施設を使用する時間」に改める。

別表第2備考中「使用時間」を「学校の付帯設備を使用する時間」に改める。

付 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。